

病気や障がいがあっても地域で暮らしたい ご本人の想いを支える福祉サービス利用援助事業

「家に届く郵便物を見ても何が何だかわからない。」「お金をうまく使えない。使いすぎてしまう。」「書類やお金のことで相談できる人が欲しい。」

高齢になり、物忘れなどが進むと色々な手続きができなくなったり、お金の管理が難しかったり、また、通帳や年金証書をどこに置いたか忘れてしまうという方がいらっしゃいます。

そのような方々が、地域で安心して暮らすことができるようにサポートをしているのが『福祉サービス利用援助事業』です。

★福祉サービス利用援助事業とは

認知症や障がいのある方で、日常的な金銭管理などに不便のある方を支援するため、契約に基づいて通帳等をお預かりし、支払代行や生活費のお届け、福祉サービス利用支援等を通じて、地域で安心した生活を送れるようお手伝いします。日々の支援は生活支援員が行います。

★生活支援員とは

三木市社会福祉協議会の非常勤職員です。あらかじめ決めた契約内容にそって定期的に訪問。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。日々の生活や福祉サービスの相談に応じています。

現在、14名の生活支援員が活動しています。

★生活支援員の一日★



社会福祉協議会にて、専門員より利用者の様子や当日の支援内容について指示を受け、利用者の通帳等を預かります。



金融機関で利用者に必要な生活費などを出金します。



利用者宅へ訪問して出金した内容を利用者の方と一緒に確認し、お渡しします。また、郵便物があれば確認します。



社会福祉協議会に戻り、本日の支援内容と利用者の状況を報告し、通帳を返却します。

★自分らしく暮らす (利用例から)

高齢で一人暮らしのAさん

体調が悪くなり、物忘れが少しずつ進み、買い物や銀行に行く機会も減って、福祉サービスの利用料や光熱水費の支払いが滞り不安な日々を過ごされていました。

契約後は、生活支援員が見守りを兼ねて月2回自宅を訪問、生活費をお届けをしたり郵便物の確認をし、必要な時には福祉サービスの利用料や光熱水費などの支払いのお手伝いをしています。

Aさんは、支払いが滞ることもなくなり、穏やかな時間を過ごされています。

初めて一人暮らしを始めた障がいがあるBさん

生活費がうまく使えるか、不安に思っておられたBさん。週1回このサービスを利用することで、お金の使い方や日々の暮らしの困りごとなどについて、生活支援員という心強い相談者ができ、安心して地域で暮らしておられます。

- 福祉サービス利用援助事業について詳しく知りたい方
- 生活支援員について興味がある方は右記までお問い合わせください

三木市社会福祉協議会
地域生活支援課 権利擁護デスク
☎ 86-0889